

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月7日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras 1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 内間 裕 / 同 濱田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras 1株式会社 （東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1株式会社をいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社カカコムをいいます。

（注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

（注6） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

（注7） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注8） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注9） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

（注10） 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する

情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付及び2026年7月2日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である同日付公開買付開始公告（2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年7月2日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、対象者が2026年7月2日付で「（変更）「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したこと、及び、それに伴って公開買付期間を2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とする旨を決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

買付け等の期間

(3) 買付予定の株券等の数

6 買付け等を行った後における株券等所有割合

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月16日まで(47営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付予定数の上限	(株)
対象者の意見	対象者が2026年5月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月22日まで(50営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付予定数の上限	(株)
対象者の意見	<p>対象者が2026年5月12日付で公表した「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。</p> <p>また、対象者が2026年7月2日付で公表した「(変更)「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、その後、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。</p>

<後略>

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

(注4) 「所有割合」とは、()対象者が2026年5月8日に公表した「2026年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(198,218,300株)から、()対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(382,033株)を控除した株式数(197,836,267株)に、()対象者から報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権(17,166個(注5))の目的となる株式数(1,716,600株)を加算した株式数(199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注5) 公開買付者が、対象者から本書提出日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(17,166個、目的となる対象者株式数:1,716,600株)の内訳は以下のとおりです。

<中略>

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしました。本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました。

<中略>

(注6) 買付予定数の下限(34,941,000株)については、本基準株式数(199,552,867株)から、対象者から報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権(ただし、対象者から本書提出日現在において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除(注7)した株式数に係る議決権の数(1,978,394個)に3分の2を乗じた数(1,318,930個。小数点以下切り上げ)から、本不応募株式の数(75,933,700株)に係る議決権の数(759,337個)、対象者から報告を受けた本書提出日現在残存する本譲渡制限付株式(146,904株)のうち対象者の取締役が保有している株式数(合計88,178株)に係る各取締役の議決権数(合計880個)(注8)及びパッシブ・インデックス運用ファンド(注9)が保有している株式の数(20,930,333株)に係る議決権の数(209,303個)を控除した議決権の数(349,410個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(34,941,000株)としております。

(注7) 本新株予約権のうち、()第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ(以下「本地位喪失行使条件」といいます。)、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はいないとのことであり、()第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第16回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予約権者に対して対象者株式が交付されることは想定されておりません。また、下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定であり、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのことです。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第16回新株予約権以外の本新株予約権の目的となる対象者株式の数は、考慮しておりません。なお、第16回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点まで対象者若しくは対象者の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められており、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の執行役員のみであり、本書提出日時点においても対象者の執行役員としての地位を継続しているとのことです。

<中略>

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権買付価格が1円とされていることから本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのこと。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措

置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

本公開買付けの実施前

< 中略 >

本公開買付けの実施後（2026年7月24日（予定））

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（注4） 「所有割合」とは、（ ）対象者が2026年5月8日に公表した「2026年3月期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（198,218,300株）から、（ ）対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（382,033株）を控除した株式数（197,836,267株）に、（ ）対象者から報告を受けた2026年5月13日時点で残存する本新株予約権（17,166個（注5））の目的となる株式数（1,716,600株）を加算した株式数（199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注5） 公開買付者が、対象者から2026年5月13日時点で残存するものと報告を受けた本新株予約権（17,166個、目的となる対象者株式数：1,716,600株）の内訳は以下のとおりです。

< 中略 >

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました。

その後、対象者が7月2日付対象者プレスリリースを公表したことから、2026年7月7日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とすることを決定いたしました。

< 中略 >

（注6） 買付予定数の下限（34,941,000株）については、本基準株式数（199,552,867株）から、対象者から報告を受けた2026年5月13日時点で残存する本新株予約権（ただし、対象者から2026年5月13日時点において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個）の目的となる株式数（1,713,400株）を控除（注7）した株式数に係る議決権の数（1,978,394個）に3分の2を乗じた数（1,318,930個。小数点以下切り上げ）から、本不応募株式の数（75,933,700株）に係る議決権の数（759,337個）、対象者から報告を受けた2026年5月13日時点で残存する本譲渡制限付株式（146,904株）のうち対象者の取締役が保有している株式数（合計88,178株）に係る各取締役の議決権数（合計880個）（注8）及びパッシブ・インデックス運用ファンド（注9）が保有している株式の数（20,930,333株）に係る議決権の数（209,303個）を控除した議決権の数（349,410個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（34,941,000株）としております。

（注7） 本新株予約権のうち、（ ）第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ（以下「本地位喪失行使条件」といいます。）、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はいないとのことであり、（ ）第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第16回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予約権者に対して対象者株式が交付されることは想定されておりません。また、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定であり、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのこと。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第16回新株予約権以外の本新株予約権の目的となる対象者株式の数は、考慮して

おりません。なお、第16回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点まで対象者若しくは対象者の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められており、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の執行役員のみであり、2026年5月13日時点においても対象者の執行役員としての地位を継続しているとのことです。

< 中略 >

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権買付価格が1円とされていることから本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、7月2日付対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、7月2日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

本公開買付けの実施前

< 中略 >

本公開買付けの実施後（2026年7月29日（予定））

< 後略 >

(2)【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、対象者及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC日興証券及び山田コンサルが行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、対象者の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアムが付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買収提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案(以下「本修正案(対象者)」といいます。)の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案(対象者)のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領いたしました。

<中略>

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株式取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

<中略>

その後、2026年4月9日に本コンソーシアムはKDDIに対して、本不応募株式(KDDI)について、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額とすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図る観点から、本不応募株式(KDDI)を本公開買付けに応募せず、株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募株式(KDDI)のすべてを対象者に売却するストラクチャーについて打診をいたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、対象者及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC日興証券(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。)及び山田コンサル(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。)が行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、対象者の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアムが付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買収提案を対象者が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案(以下「本修正案(対象者)」といいます。)の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案(対象者)のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領いたしました。

<中略>

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株式取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本コンソーシアムは、2026年6月9日、対象者より、対象者が本提案者より、本5月7日付提案の改訂版である提案書(以下「本5月13日付提案」といいます。)の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、対象者の大株主である本不応募株主が所有する対象者株式が対象者による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。)の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書(以下「本6月3日付提案」といいます。)を受領していること、また、対象者の市場株価は本公開買付けの公表以降継続的に同日時点の本公開買付価格である3,000円を上回る価格で推移していること等を踏まえ、本公開買付価格の条件変更等、本公開買付けの成立確度を高める施策を検討しているか否かに関する確認書を受領いたしました。

その後、同月18日、本コンソーシアムは対象者に対して、本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約(KDDI)に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する対象者の株式数(35,016,000株)と本公開

買付けの買付予定数の下限（34,941,000株）の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて対象者株式の全て（本不応募株式（DG）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付けを実施すること及び 本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること（以下 から をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。）を主な内容とする提案書（以下「本再提案書（6月18日）」といいます。）を送付いたしました。また、本コンソーシアムは、同月19日、対象者に対して、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を送付いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムは対象者に対して、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格を3,250円とする旨を連絡し、その後、同月22日、本公開買付価格を3,300円に変更する旨を連絡いたしました。その後、本コンソーシアムは対象者より、同月25日、本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げることについては対象者の一般株主にとって利益となるものの、法令上本公開買付けの買付予定数の下限を34,941,000株から引き上げることはできないため、本再提案書（6月18日）において提案されている変更後ストラクチャーでは、仮に本コンソーシアムがKDDIと本ストラクチャー変更について合意した場合、KDDIがその保有する対象者株式の全て（35,016,000株）を本公開買付けに応募することにより、本公開買付けにおける買付予定数の下限（34,941,000株）が満たされて本公開買付けが成立し、公開買付者及びDGの保有する対象者株式の合計は75,933,700株（保有割合：38.05%）以上となる結果、本提案者を含む対象者の非公開化を意図する他の買付者が対象者を非公開化しようとしても、本コンソーシアムの同意がなければ実現不可能な状況になり、他の買付者による提案が実質的に難しくなり、本提案者によるデュー・ディリジェンスが進行しており、本提案者から本提案者取引に関する法的拘束力のある提案が行われることが合理的に想定される中で、対象者及び本特別委員会が本提案者取引が企業価値向上に資するかどうかを引き続き真摯に検討すること、また、対象者の一般株主がより良い条件（公開買付価格を含みます。）での売却の機会を享受する可能性を確保することが重要であると判断した結果、対象者及び本特別委員会として、本再提案書（6月18日）について応諾することはできない旨の回答書を受領いたしました。

その後、本コンソーシアムは対象者より、対象者が本提案者から、2026年7月1日付で、対象者株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カカコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせの内容を参照する形で対象者から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月1日付提案の内容については、下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおりです。）、対象者から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、現時点で決定している事実はありません。

< 中略 >

その後、2026年4月9日に本コンソーシアムはKDDIに対して、本不応募株式（KDDI）について、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額とすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図る観点から、本不応募株式（KDDI）を本公開買付けに応募せず、株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募株式（KDDI）のすべてを対象者に売却するストラクチャーについて打診をいたしました。その後、KDDIは2026年4月中旬に、対象者、本コンソーシアム及びDGから独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社を選任いたしました。

< 後略 >

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

(訂正前)

< 前略 >

() 買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに対象者に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本公開買付価格を3,000円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は対象者が2026年5月8日付で公表した対象者決算短信に記載の2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としております。

< 中略 >

また、本公開買付価格である3,000円は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して8.15%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して23.86%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して46.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して39.34%のプレミアムとなる価格となります。また、本公開買付価格である3,000円は、本書提出日の前営業日である2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して2.56%のプレミアムとなる価格となります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

() 買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに対象者に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本公開買付価格を3,000円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は対象者が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としております。

< 中略 >

また、本公開買付価格である3,000円は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して8.15%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して23.86%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して46.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して39.34%のプレミアムとなる価格となります。また、本公開買付価格である3,000円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して2.56%のプレミアムとなる価格となります。

< 後略 >

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

<前略>

対象者及び本特別委員会は、本5月7日付提案には、本提案者の概要・実績、本5月7日付提案に係る取引(以下「本提案者取引」といいます。)を通じて対象者に提供可能な付加価値、本提案者取引において想定される公開買付価格、買収資金の調達方法、本提案者取引の想定ストラクチャー及び想定スケジュール等が一定の具体性をもって記載されており、具体性、目的の正当性及び実現可能性のある真摯な買収提案である可能性があり、本5月7日付提案の内容についても慎重に検討するべきであると考えたとのことです。

もっとも、下記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと評価できること、本5月7日付提案は公開情報を前提とし、デュー・ディリジェンスの実施を公開買付け開始の前提条件とするなど初期的な提案にとどまること、本5月7日付提案において提案されている対象者の企業価値向上策は抽象的な内容にとどまること、公開買付者は、対象者の第一位株主であるDG及び第二位株主であるKDDIとの間で事前に協議を行い、本取引の実施のために不応募契約を締結している一方、本5月7日付提案は、本提案者がDG及びKDDIと協議を行った上で行われたものではなく、本取引は本提案者取引と比較して実現可能性の観点で優れていると評価することができること、本提案者取引の完了には、今後のデュー・ディリジェンスの実施や法令に基づき必要とされる手続の完了等、相応の時間を要する見込みであり、本取引は本提案者取引と比較して確実性の観点及び時間的価値の観点で優れていると評価することができること、本コンソーシアムによる本取引に係る提案は法的拘束力がある提案である一方、本5月7日付提案には上記のとおり多くの前提条件が付されており、本提案者取引が本5月7日付提案の内容どおり実行されるか現時点で確証がないこと等を総合的に勘案すれば、2026年5月12日時点において、本取引は、本提案者取引と比べて対象者の企業価値向上により資すると評価できると考えているとのことです。また、取引条件については、本5月7日付提案は、1株あたり3,000円が想定されているものの、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて改めて正式な公開買付価格を提案することが前提とされており、デュー・ディリジェンスや資金調達の状況によっては、今後1株3,000円を下回る公開買付価格が提示される可能性が否定できないものである一方で、本コンソーシアムによる第7回提案書に係る公開買付価格は、1株あたり3,000円であり、本5月7日付提案に係る公開買付価格と同額であり、また、本コンソーシアムによる第7回提案書は法的拘束力があり、同価格による公開買付けが実施される蓋然性が極めて高いと考えられるため、2026年5月12日時点において、本取引は、対象者の一般株主に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却の機会を提供する取引であると評価でき、本提案者取引と比べて対象者の株主共同の利益に資すると考えているとのことです。これらの点に加え、本コンソーシアムからの第7回提案書は2026年5月12日までの有効期限とされており、同日までに本取引が公表されない場合には、本取引に係る提案が撤回され、対象者の企業価値向上の機会及び対象者の一般株主が合理的な売却機会を失ってしまうことになる可能性も否定できないことも踏まえ、対象者としては、2026年5月12日までに、本コンソーシアムとの間で本取引を実施する旨を判断することが適切であると判断したとのことです。

一方で、対象者は、本提案者を含む第三者からより具体的な提案がなされる場合等、公開買付け以外の者による公開買付けについての検討が必要になる場合にかかる検討が不当に制限されることがないよう、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」に記載のとおり、一定の場合には、対象者において第三者からの提案を検討することが可能となり、検討の結果必要な場合には、一定の条件の下で本公開買付けに対する対象者の意見を変更することができる状況を確保しているとのことです。

<中略>

なお、上記に記載のとおり、対象者は、2026年5月12日時点において、本取引は本提案者取引と比べて対象者の企業価値向上により資すると評価できると考えており、また、本提案者取引と比べて対象者の株主共同の利益に資すると考えているとのことです。

<中略>

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

対象者及び本特別委員会は、本5月7日付提案には、本提案者の概要・実績、本5月7日付提案に係る取引（以下本提案者が提案する取引を総称して「本提案者取引」といいます。）を通じて対象者に提供可能な付加価値、本提案者取引において想定される公開買付価格、買収資金の調達方法、本提案者取引の想定ストラクチャー及び想定スケジュール等が一定の具体性をもって記載されており、具体性、目的の正当性及び実現可能性のある真摯な買収提案である可能性があり、本5月7日付提案の内容についても慎重に検討するべきであると考えたとのことです。

もっとも、下記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと評価できること、本5月7日付提案は公開情報を前提とし、デュー・ディリジェンスの実施を公開買付け開始の前提条件とするなど初期的な提案にとどまること、本5月7日付提案において提案されている対象者の企業価値向上策は抽象的な内容にとどまること、公開買付者は、対象者の第一位株主であるDG及び第二位株主であるKDDIとの間で事前に協議を行い、本取引の実施のために不応募契約を締結している一方、本5月7日付提案は、本提案者がDG及びKDDIと協議を行った上で行われたものではなく、本取引は本提案者取引と比較して実現可能性の観点で優れていると評価することができること、本提案者取引の完了には、今後のデュー・ディリジェンスの実施や法令に基づき必要とされる手続の完了等、相応の時間を要する見込みであり、本取引は本提案者取引と比較して確実性の観点及び時間的価値の観点で優れていると評価することができること、本コンソーシアムによる本取引に係る提案は法的拘束力がある提案である一方、本5月7日付提案には上記のとおり多くの前提条件が付されており、本提案者取引が本5月7日付提案の内容どおり実行されるか現時点で確証がないこと等を総合的に勘案すれば、2026年5月12日時点において、本取引は、本提案者取引と比べて対象者の企業価値向上により資すると評価することができると考えていたとのことです。また、取引条件については、本5月7日付提案は、1株あたり3,000円が想定されているものの、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて改めて正式な公開買付価格を提案することが前提とされており、デュー・ディリジェンスや資金調達の状況によっては、今後1株3,000円を下回る公開買付価格が提示される可能性が否定できないものである一方で、本コンソーシアムによる第7回提案書に係る公開買付価格は、1株あたり3,000円であり、本5月7日付提案に係る公開買付価格と同額であり、また、本コンソーシアムによる第7回提案書は法的拘束力があり、同価格による公開買付けが実施される蓋然性が極めて高いと考えられるため、2026年5月12日時点において、本取引は、対象者の一般株主に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却の機会を提供する取引であると評価でき、本提案者取引と比べて対象者の株主共同の利益に資すると考えているとのことです。これらの点に加え、本コンソーシアムからの第7回提案書は2026年5月12日までの有効期限とされており、同日までに本取引が公表されない場合には、本取引に係る提案が撤回され、対象者の企業価値向上の機会及び対象者の一般株主が合理的な売却機会を失ってしまうことになる可能性も否定できないことも踏まえ、対象者としては、2026年5月12日までに、本コンソーシアムとの間で本取引を実施する旨を判断することが適切であると判断していたとのことです。

一方で、対象者は、本提案者を含む第三者からより具体的な提案がなされる場合等、公開買付け以外の者による公開買付けについての検討が必要になる場合にかかる検討が不当に制限されることがないよう、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」に記載のとおり、一定の場合には、対象者において第三者からの提案を検討することが可能となり、検討の結果必要な場合には、一定の条件の下で本公開買付けに対する対象者の意見を変更することができる状況を確保しているとのことです。

<中略>

なお、上記に記載のとおり、対象者は、2026年5月12日時点において、本取引は本提案者取引と比べて対象者の企業価値向上により資すると評価できると考え、また、本提案者取引と比べて対象者の株主共同の利益に資すると考えたとのことです。

<中略>

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

7月2日付対象者プレスリリースによれば、その後、2026年7月1日開催の対象者取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容は以下のとおりとのことです。

ア 2026年7月1日開催の対象者取締役会までの検討・交渉の経緯

対象者は、2026年5月12日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。

対象者は、2026年5月13日、本提案者より本5月7日付提案の改訂版として、本5月13日付提案（本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する対象者株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を1株あたり3,232円とする旨の提案書）を受領したとのことです。ただし、本5月13日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後の

デュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本5月7日付提案と同様の前提条件が付されていたとのことです。

上記のとおり、対象者は同月12日時点において、本取引が、本提案者取引と比較して対象者の株主の共同の利益に資すると考えておりましたが、その後、本5月13日付提案を受けて、対象者としてあらためて本提案者取引が対象者の企業価値ひいては株主の共同の利益に資するか否かの観点から真摯に検討する必要があると考えるに至ったとのことです。そして対象者は、同月20日開催の取締役会において、本特別委員会への諮問事項として、本提案者取引についての諮問事項を追加することを決議したとのことです。本特別委員会への追加諮問事項及び付与された権限については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

同月22日、対象者は、本提案者に対して、本提案者取引が対象者の企業価値向上及び対象者の株主の共同の利益に資するか否かにつき更なる検討を行うことを目的として、本提案者取引の背景、想定公開買付価格の算定根拠、企業価値向上施策、資金調達、想定ストラクチャー、本提案者取引後の経営体制、従業員の処遇、本提案者取引の実施スケジュール等に関する質問書を送付し、同月25日に本提案者より回答書（以下「本5月25日付回答書」といいます。）を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、本5月25日付回答書の内容を踏まえて、本提案者取引が対象者の企業価値向上に資するものであるか否か並びにその具体性及び実現可能性について議論を重ね、かねてより本提案者から要望されていたデュー・ディリジェンスの機会を与える可能性を含めて、慎重に検討を行い、2026年5月27日、本提案者にデュー・ディリジェンスの機会を与えるべきか否かを判断するため、本提案者と対象者とのシナジーを含む対象者の企業価値向上施策、本提案者と対象者の主要株主との協議内容、本提案者取引の資金的裏付け等に関する事項の記載を含むより一層具体性・実現可能性の高い提案を対象者に再度提出することを本提案者に対して要請したとのことです。

そして、2026年6月3日、対象者は本提案者より、本5月13日付提案の更新版として、本6月3日付提案を受領したとのことです。なお、本6月3日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本6月3日付提案における主要な前提条件等は、本5月7日付提案及び本5月13日付提案から変更なかったとのことです。

対象者は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本5月25日付回答書及び本6月3日付提案において提示された本提案者と対象者とのシナジーを含む対象者の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026年6月5日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026年6月5日、本提案者に対して対象者に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を対象者に提出することを要請したとのことです。

また、対象者は、2026年6月16日、本提案者に対し、本取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、同月19日、本提案者に対し、本提案者取引による対象者の企業価値向上、本提案者取引によるデメリットの有無、手続の公正性等に関する質問事項を送付の上、本特別委員会の場における回答及び説明を要請し、同月23日開催の本特別委員会において、本提案者から、本提案者取引による対象者の企業価値向上のための施策に関する説明及び当該質問事項に対する回答を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、同日に本提案者より当該質問事項に対する回答書を受領しているとのことです。

このような状況の中、対象者は、2026年6月9日、本コンソーシアムに対して、対象者が本提案者より本6月3日付提案を受けていること、また、対象者の市場株価は本公開買付けの公表以降継続的に同日時点の本公開買付価格である3,000円を上回る価格で推移していること等を踏まえ、本公開買付価格の条件変更等、本公開買付けの成立確度を高める施策を検討しているか否かに関する確認書を送付したとのことです。

その後、同月18日、対象者は本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更を主な内容とする本再提案書（6月18日）を受領したとのことです。また、対象者は、同月19日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を受領したとのことです。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格を3,250円とするとの連絡を受領し、その後、同月22日、本公開買付価格を3,300円に変更するとの連絡を受領したとのことです。

対象者及び本特別委員会は、本コンソーシアムによる本再提案書（6月18日）に記載された本ストラクチャー変更について真摯に協議・検討を行い、本コンソーシアムが本公開買付価格を引上げることについては対象者の一般株主にとって利益となるものの、法令上本公開買付けの買付予定数の下限を34,941,000株から引き上げることはできないため、本再提案書（6月18日）において提案されている変更後ストラクチャーでは、仮に本コンソーシアムがKDDIと本ストラクチャー変更について合意した場合、KDDIがその保有する対象者株式の全て（35,016,000株）を本公開買付けに応募することにより、本公開買付けにおける買付予定数の下限（34,941,000株）が満たされて本公開買付けが成立し、公開買付者及びデジタルガレージの保有する対象者株式の合計は75,933,700株（保有割合：38.05%）以上となる結果、本提案者を含む対象者の非公開化を意図する他の買付者が対象者を非公開化しようとしても、本コンソーシアムの同意がなければ実現不可能な状況にな

り、他の買付者による提案が実質的に難しくなると考えたとのことです。そのため、対象者及び本特別委員会は、本提案者によるデュー・ディリジェンスが進行しており、本提案者から本提案者取引に関する法的拘束力のある提案が行われることが合理的に想定される中で、対象者及び本特別委員会が本提案者取引が企業価値向上に資するかどうかを引き続き真摯に検討すること、また、対象者の一般株主がより良い条件（公開買付価格を含みます。）での売却の機会を享受する可能性を確保することが重要であると判断し、対象者は、本特別委員会の承認を得たうえ、本コンソーシアムに対し、同月25日、対象者及び本特別委員会として、本再提案書（6月18日）について応諾することはできない旨の回答書を本コンソーシアムに送付したとのことです。

その後、対象者は、本提案者から、本7月1日付提案（注1）を受領したとのことです。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（本提案者）」といいます。）は3,384円とされており、本新株予約権の買付価格はいずれも1円とされているとのことです（注2）。なお、KDDIと本提案者との間で、対象者によるKDDIが所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格（本提案者）を3,500円に変更するとのことです。また、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本SPV」といいます。）は、対象者の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で、2026年7月1日付で、公開買付け（本提案者）が開始された場合、Oasisが所有する対象者株式のうち38,200,548株（以下「応募合意株式（Oasis）」といいます。）を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする応募契約（以下「応募契約（Oasis）」といいます。）を締結したとのことです（注3）。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことですが、今後変更される可能性があるとのことです（注4）。なお、公開買付け（本提案者）の開始には複数の前提条件（注5）が設けられているとのことです。

（注1） 本7月1日付提案における公開買付け（本提案者）の主要条件は下記のとおりとのことです。

- 普通株式1株当たりの公開買付価格：3,384円

- 買付主体：本SPV

- 公開買付期間：20営業日

- 買付予定数の上限：なし

- 買付予定数の下限：131,805,000株（公開買付け（本提案者）実施後の本SPVの株券等所有割合は66.05%となるとのことです。）

（注2） 本7月1日付提案によれば、本提案者は、本提案者取引実行の資金をペインキャピタル及びLINEヤフーによる資本金並びに負債性資金の組み合わせにより拠出予定であり、本7月1日付提案には、金融機関7行によるコミットメントレター並びにペインキャピタルによるエクイティ・コミットメント・レター、LINEヤフーによる預金残高証明書、LINEヤフーが有するコミットメントラインの極度額に関する証憑及びLINEヤフーが有するマージンローンの極度額に関する証憑の写しも添付されているとのことです。

（注3） 公開買付け（本提案者）に係る公開買付期間（以下「公開買付期間（本提案者）」といいます。）の末日の前営業日までに、第三者により、公開買付価格（本提案者）を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け（以下本項目「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において「対抗公開買付け」といいます。）が開始され（既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含みます。）、又は、Oasisが、第三者から、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する価格により、応募合意株式（Oasis）の全部を取得する旨の真摯かつ具体的な提案（以下本項目「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において「対抗提案」といいます。）を受け、かつ、Oasisが、本SPVに対して、公開買付価格（本提案者）を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格（以下本項目「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において「対抗価格」といいます。）以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日より後である場合には、公開買付期間（本提案者）の末日）までに、公開買付価格（本提案者）が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasisは、応募契約（Oasis）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を負わないとされているとのことです。

また、Oasisは、自ら又は他の者をして、公開買付け（本提案者）その他応募契約（Oasis）で企図される取引と、直接又は間接に、競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供

を含みますがこれらに限りません。以下本項目「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において「抵触行為」といいます。)に関する積極的な勧誘、提案、情報提供等の誘引行為を行わないとのことです。本SPV以外の第三者から抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上合理的に可能な限り速やかに本SPVにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について本SPVと誠実に協議するとのことです。なお、本項第1文及び第2文記載の義務は、Oasisが、抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを行った第三者との間で、応募合意株式(Oasis)の全部又は一部の譲渡、担保設定その他の処分に向けた協議を行うことを妨げるものではないとのことです。

- (注4) 本提案者は、公開買付け(本提案者)の開始時期について、本提案者取引を実施するにあたり各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得(以下本項目「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において「本クリアランス」といいます。)の完了見込み時期も踏まえて、今後判断するとのことです。

本提案者によると、現時点における想定スケジュールは下記のとおりとのことです。

- 公開買付け(本提案者)開始予定の公表: 2026年7月下旬

- 公開買付け(本提案者)開始: 2026年9月上旬

なお、本提案者によると、本7月1日付提案提出時点において、本クリアランスとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく届出、外国為替及び外国貿易法に基づく届出、並びに オーストラリア競争法に基づく免除決定が必要となることを想定しており、対象者からの適切な協力が得られることを前提として、いずれも2026年9月中には完了することを見込んでいるとのことです。

- (注5) 本7月1日付提案において、本提案者による公開買付け開始の前提条件として、公開買付け(本提案者)に対して、対象者が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会において、対象者が公開買付け(本提案者)に賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け(本提案者)の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しないこと、本取引を実施するに当たって必要となるペインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了することが記載されているとのことです。なお、上記に関して、本提案者は、本7月1日付提案の提出にあたり、それぞれ、ペインキャピタルの投資委員会による承認及びLINEヤフーの取締役会における決議を得ているとのことですが、公開買付け(本提案者)の実施そのものについては、公開買付け(本提案者)の詳細含め諸条件を具体的に固めた上であらためて承認・決議する必要があり、かかる手続上の要請により、前提条件としているとのことです。

対象者及び本特別委員会は、本7月1日付提案を受領したことを踏まえて、対象者及び本特別委員会として本7月1日付提案が対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するかについて本取引との比較検討を含めて検討する必要があるものの、本公開買付契約に基づき、本7月1日付提案は適格対抗買付提案(「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」において定義します。以下同じです。)として評価できるため、対象者取締役会として本公開買付けに対して賛同する旨の意見は維持しつつ、対象者取締役会が公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断したとのことです。他方、本7月1日付提案は法的拘束力を有する提案であることから、原則として本提案者の判断のみでは撤回できず、相応に実現可能性が高い提案であること、また、公開買付価格(本提案者)(3,384円)は本公開買付価格(3,000円)を上回ることから、対象者取締役会として対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回することが適切であると判断したとのことです。

イ 2026年7月1日開催の対象者取締役会における判断内容

このような検討経緯を経て、本特別委員会は、2026年7月1日、対象者取締役会に対して、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは引き続き妥当であると考えられるものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することは合理的であると考えられる旨の答申を、本公開買

付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様ごの判断に委ねることが相当であると考えられる旨の答申に変更する旨の追加の答申（以下「本追加答申書（7月1日）」といいます。）を行ったとのことです。

以上の経緯のもとで、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、本追加答申書（7月1日）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主の皆様に対する本公開買付けへの応募推奨する旨の意見を維持できるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様ごの判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様ごの判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者は、2026年7月1日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れており、本取引と本提案者取引は両立し得ないことから、いずれの取引がより対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定とのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

() 設置等の経緯

< 前略 >

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、()本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉(対象者の役職員や対象者の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザー(以下「対象者アドバイザー等」といいます。))を通じた間接的な交渉を含む。)を行うこと、()本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、対象者の費用負担により、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー(以下「本特別委員会アドバイザー等」といいます。))を選任又は指名すること、又は対象者アドバイザー等を指名し、若しくは承認(事後承認を含む。)すること、()本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、()対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議したとのことです。

() 検討の経緯

< 中略 >

() 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び2026年5月11日付で提出を受けた株式価値算定書(山田コンサル)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

()設置等の経緯

<前略>

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、()本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉(対象者の役職員や対象者の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザー(以下「対象者アドバイザー等」といいます。))を通じた間接的な交渉を含む。)を行うこと、()本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、対象者の費用負担により、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー(以下「本特別委員会アドバイザー等」といいます。))を選任又は指名すること、又は対象者アドバイザー等を指名し、若しくは承認(事後承認を含む。)すること、()本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、()対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議したとのことです。

また、対象者は、上記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年5月20日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、(a)本提案者取引を実施することの是非(本提案者による公開買付けに対して対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者株主に対して本提案者による公開買付けへの応募を推奨すべきか否か)を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと及び(b)本提案者取引が、対象者の一般株主にとって公正なものであるかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下これらを総称して「本追加諮問事項」といいます。))を諮問したとのことです。なお、対象者取締役会は、上記(a)の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本提案者取引が合理性を有するものといえるか検討・判断するとともに、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとすることを併せて決議しているとのことです。

また、対象者取締役会は、本追加諮問事項を追加するにあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本提案者取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本提案者取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本提案者取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、()本提案者との間で取引条件等についての交渉(対象者の役職員や対象者アドバイザー等を通じた間接的な交渉を含みます。))を行うこと、()本追加諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、対象者の費用負担により、本特別委員会アドバイザー等を選任又は指名すること、又は対象者アドバイザー等を指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。))すること、()本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、()対象者の役職員から本提案者取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに()その他本提案者取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議しているとのことです。

()2026年5月12日までの検討の経緯

<中略>

()2026年5月12日付の判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び2026年5月11日付で提出を受けた株式価値算定書(山田コンサル)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出したとのことです。

<中略>

()2026年5月13日以降の検討の経緯等

本特別委員会は、2026年2月18日より2026年5月12日までの間に合計15回に加え、2026年5月19日より2026年7月1日までの間に合計8回開催され、本諮問事項及び本追加諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。

本特別委員会は、2026年5月12日以降も、対象者と本提案者との交渉状況について、対象者及びSMBC日興証券より随時報告を受け、対象者の交渉方針につき審議・検討を行い、対象者及びSMBC日興証券に対して適宜必要な意見を述べ、本答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないか等について真摯に検討を行ったとのことです。また、本特別委員会は、2026年6月19日、本提案者に対し、本提案者取引による対象者の企業価値向上、本提案者取引によるデメリットの有無、手続の公正性等に関する質問事項を送付の上、本特別委員会の場における回答及び説明を要請し、同月23日開催の本特別委員会において、本提案者から、本提案者取引による対象者の企業価値向上のための施策に関する説明及

び当該質問事項に対する回答を受けるとともに、質疑応答を行い、同月24日、本提案者より、当該質問事項に対する回答書を受領しているとのことです。

その後、本特別委員会は、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり2026年7月1日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(7月1日)を提出したとのことです。

本特別委員会は、引き続き、本取引と本提案者取引のどちらが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定とのことです。

(ア) 本答申書における答申の変更

本答申書における答申について、以下のとおり変更する。

(変更前)

- a. 本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものとして合理性を有しており、本取引において取引条件の妥当性及び手続の公正性がいずれも認められ、対象者の一般株主の利益が確保されていると認められることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると考えられる。

(変更後)

- a. 本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものとして合理性を有しており、本取引において取引条件の妥当性及び手続の公正性がいずれも認められ、対象者の一般株主の利益が確保されていると認められるものの、本取引を上回る取引条件を提示する法的拘束力ある本提案者による対象者の買収提案が存在することから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様の判断に委ねることが相当であると考えられる。

(イ) 答申理由

a. 本答申書における企業価値の向上に関する答申について

本提案者取引が対象者の企業価値向上に資するか否かを慎重に検討中であるものの、本特別委員会として、少なくとも現時点で、本提案者取引が本取引よりも企業価値の向上の観点で優れていると認定しているわけではない。そのため、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当と認められるという本答申書における答申を、本特別委員会として現時点で変更すべきとは考えていない。

b. 本答申書における公正な手続を通じた一般株主利益の確保に関する答申について

2026年5月13日以降の事態の推移や、法的拘束力のある提案が本提案者から提出されたという現状からみれば、本取引に関して間接的マーケット・チェックの機能は十分に果たされているものと認められる。その他、本答申書における、本取引においては公正な手続を通じて対象者の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の答申について、変更すべき点は認められない。

c. 取引条件の公正性・妥当性に関する答申について

本答申書において、本公開買付価格について検討した際の多くの事情(すなわち、(a)合理的な交渉状況の確保、(b)本事業計画の合理性、(c)株式価値評価からみた本公開買付価格の妥当性、(d)類似案件と比較しても遜色ないプレミアム水準及び(e)スキームの合理性)は引き続き認められるから、本取引の取引条件は公正と認められることに変わりはないものの、一般株主の合理的な売却の機会の確保という観点からは、本取引によって得られる対価を上回る対価を一般株主が享受することができる取引(すなわち本提案者取引)が存在することは、本特別委員会としても重視すべきである。

また、本コンソーシアムからは、対象者が賛同することを条件に、本公開買付価格を3,300円とする旨の意向が示されているが、公開買付価格(本提案者)は、低くても3,384円であり、3,300円を上回る金額である。

したがって、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについては、本追加答申書の作成日現在における、()本提案者取引の提案価格、()本提案者取引の法的拘束力、()Oasisとの応募契約の締結の状況及び()本提案者によるデュー・ディリジェンスが終了しており本提案者取引に係る公開買付けも相当期間内に開始可能であると見込まれることからすれば、対象者取締役会は中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様の判断に委ねることが相当であると考えられる。

対象者における独立した検討体制の構築

(訂正前)

対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引がMBO等に準ずる行為に該当し得ることや対象者の一般株主に大きな影響を与えることを踏まえて、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、対象者を除く公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、2026年2月12日に本コンソーシアムより本提案書を受領して以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程並びに本事業計画の策定については、対象者の取締役4名(注)及び従業員6名から構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、本取引に係る検討を実施してきたとのことです。なお、対象者における検討体制を構成する上記従業員6名は、いずれも本コンソーシアム及びKDDIからの出向者又は本コンソーシアム及びKDDIの元従業員には該当しないとのことです。そして、現在に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制に独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引がMBO等に準ずる行為に該当し得ることや対象者の一般株主に大きな影響を与えることを踏まえて、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、対象者を除く公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、2026年2月12日に本コンソーシアムより本提案書を受領して以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程並びに本事業計画の策定については、対象者の取締役4名(注)及び従業員6名から構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、本取引に係る検討を実施してきたとのことです。なお、対象者における検討体制を構成する上記従業員6名は、いずれも本コンソーシアム及びKDDIからの出向者又は本コンソーシアム及びKDDIの元従業員には該当しないとのことです。そして、現在に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制に独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。なお、門脇誠氏は2026年6月18日付で対象者社外取締役を退任しているとのことです。

< 後略 >

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認
（訂正前）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から取得した2026年5月11日付の株式価値算定書（SMBC日興証券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月12日付の本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上ひいては株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行ったとのことです。その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークの活用による当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を推進することを目指し、同時に、本コンソーシアム各社の有する知見や人的リソースを対象者の経営に取り入れることで、経営戦略の実効性をより高め、さらに、中長期的な視点から、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、対象者の経営の柔軟性を向上させることができることから、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格（3,000円）は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、門脇誠氏（対象者社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した対象者の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。そして、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）及び門脇誠氏（対象者社外取締役）は、上記の取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに対象者を除く公開買付関連当事者との協議及び交渉に参加していないとのことです。なお、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、門脇誠氏（対象者社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除き2026年5月12日開催の対象者取締役会決議を実施した理由については、上記「 対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から取得した2026年5月11日付の株式価値算定書（SMBC日興証券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月12日付の本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上ひいては株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行ったとのこと。その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークの活用による対象者の経営基盤の強化及び地位の安定化を推進することを目指し、同時に、本コンソーシアム各社の有する知見や人的リソースを対象者の経営に取り入れることで、経営戦略の実効性をより高め、さらに、中長期的な視点から、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、対象者の経営の柔軟性を向上させることができることから、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格（3,000円）は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、門脇誠氏（対象者社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した対象者の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。そして、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）及び門脇誠氏（対象者社外取締役）は、上記の取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに対象者を除く公開買付関連当事者との協議及び交渉に参加していないとのこと。なお、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）、門脇誠氏（対象者社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除き2026年5月12日開催の対象者取締役会決議を実施した理由については、上記「 対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

その後、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、本追加答申書（7月1日）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主の皆様に対する本公開買付けへの応募推奨する旨の意見を維持できるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した対象者の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。なお、林郁氏（対象者取締役会長）、加藤智治氏（対象者独立社外取締役）及び岩瀬大輔氏（対象者独立社外取締役）を除き2026年7月1日開催の対象者取締役会決議を実施した理由については、上記「 対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」で定義します。）においては、本公開買付期間の末日までの間、本賛同表明決議（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。）のうち、本公開買付けへの賛同に係る部分を撤回又は変更しない義務、及び、対象者が第三者に対して、又は第三者との間において抵触取引（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。）に関する提案若しくは提案の勧誘、情報提供、協議、合意若しくは契約等の締結、又は推奨若しくは支援の提供を行うことを禁止する条項が定められております。しかしながら、本公開買付契約には、() 適格対抗買付け又は適格対抗買付提案（いずれも下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。）がなされた場合、対象者は、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、公開買付者が一定期間内に本公開買付価格を適格対抗買付け又は適格対抗買付提案に係る買付価格以上の金額に変更しない場合、対象者は、本賛同表明決議のうち、本公開買付けへの賛同に係る部分を撤回又は変更することができる旨の例外が設けられており、また、() 第三者から一定の要件を満たす抵触取引に係る具体的な提案がなされた場合、本特別委員会の判断も十分に尊重したうえで、合理的な範囲で、当該第三者との間で協議等を行うことは妨げられない旨の例外が設けられていることから、本公開買付契約の合意内容は、対象者の株主にとってより望ましい内容の対抗提案が行われる機会を過度に阻害するとまではいえないと考えております。なお、本公開買付契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い47営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」で定義します。）においては、本公開買付期間の末日までの間、本賛同表明決議（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。）のうち、本公開買付けへの賛同に係る部分を撤回又は変更しない義務、及び、対象者が第三者に対して、又は第三者との間において抵触取引（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。）に関する提案若しくは提案の勧誘、情報提供、協議、合意若しくは契約等の締結、又は推奨若しくは支援の提供を行うことを禁止する条項が定められております。しかしながら、本公開買付契約には、() 適格対抗買付け（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」で定義します。以下同じです。）又は適格対抗買付提案がなされた場合、対象者は、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、公開買付者が一定期間内に本公開買付価格を適格対抗買付け又は適格対抗買付提案に係る買付価格以上の金額に変更しない場合、対象者は、本賛同表明決議のうち、本公開買付けへの賛同に係る部分を撤回又は変更することができる旨の例外が設けられており、また、() 第三者から一定の要件を満たす抵触取引に係る具体的な提案がなされた場合、本特別委員会の判断も十分に尊重したうえで、合理的な範囲で、当該第三者との間で協議等を行うことは妨げられない旨の例外が設けられていることから、本公開買付契約の合意内容は、対象者の株主にとってより望ましい内容の対抗提案が行われる機会を過度に阻害するとまではいえないと考えております。なお、本公開買付契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い50営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年5月13日(水曜日)から2026年7月16日(木曜日)まで(47営業日)
公告日	2026年5月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年5月13日(水曜日)から2026年7月22日(水曜日)まで(50営業日)
公告日	2026年5月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である121,905,767株を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(199,552,867株)から、本不応募株式の数(75,933,700株)、及び、対象者から報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権(ただし、対象者から本書提出日現在において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除した株式数です。なお、本新株予約権のうち、()第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権については、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者が、行使条件である本地位喪失行使条件を充足することは予定されていないとのことであることから行使される可能性がないため、また、()第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が到来しないことから行使される可能性がないため、それらの目的となる対象者株式について買付予定数には含めておりません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である121,905,767株を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(199,552,867株)から、本不応募株式の数(75,933,700株)、及び、対象者から報告を受けた2026年5月13日時点で残存する本新株予約権(ただし、対象者から2026年5月13日時点において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除した株式数です。なお、本新株予約権のうち、()第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権については、対象者によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者が、行使条件である本地位喪失行使条件を充足することは予定されていないとのことであることから行使される可能性がないため、また、()第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が到来しないことから行使される可能性がないため、それらの目的となる対象者株式について買付予定数には含めておりません。

< 後略 >

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

<前略>

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者から報告を受けた本書提出日現在残存する第16回本新株予約権(32個)の目的となる対象者株式の数(3,200株)に係る議決権の数を記載しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者から報告を受けた2026年5月13日時点で残存する第16回本新株予約権(32個)の目的となる対象者株式の数(3,200株)に係る議決権の数を記載しております。

<後略>

1 1【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2026年7月24日(金曜日)

(訂正後)

2026年7月29日(水曜日)

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

公開買付者は、上記「第1公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年5月7日、対象者より、2026年5月7日付で本提案者から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案である本5月7日付提案を受領した旨の伝達を受けております。

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明(注1)
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	株式会社カクコム、普通株式及び新株予約権
買付け等の期間	不明(注2)
買付け等の価格	3,000円(注2)
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	不明(注3)

(注1) 本5月7日付提案は、ベインキャピタル及びLINEヤフーの連名となっておりますが、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではないとのことです。

(注2) 本5月7日付提案においては、主要株主が当該公開買付けに応募することを前提とするか否かを含めた具体的なストラクチャー案も明らかではない上、デュー・ディリジェンスの実施、国内外の競争法に基づくクリアランスの取得、買収資金の確保等の様々な前提条件(なお、対象者によれば、本書提出日現在、当該前提条件は充足されていないと認識しているとのことです。)が付されているとのことです。また、買収資金の裏付けとなる資金証明等は提出されていないとのことです。

(注3) 本5月7日付提案は対象者株式の非公開化を目的としたものであるとのことであり、買付予定数の上限は付さないことを前提としているものと理解しております。

(訂正後)

公開買付者は、上記「第1公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年5月7日、対象者より、2026年5月7日付で本提案者から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案である本5月7日付提案を受領した旨の伝達を受けたほか、その後、本5月13日付提案、本6月3日付提案及び本7月1日付提案を受領した旨の伝達を受けております。

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	本SPV
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	株式会社カクコム、普通株式及び新株予約権
買付け等の期間	20営業日(注1)
買付け等の価格	普通株式1株当たり3,384円(注1)(注2)
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：131,805,000株

(注1) 本7月1日付提案においては、本提案者による公開買付け開始の前提条件として、 公開買付け(本提案者)に対して、対象者が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会において、対象者が公開買付け(本提案者)に賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、 法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け(本提案者)の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、 本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、 対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しないこと、 本取引を実施するに当たって必要となるベインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了することが記載されているとのことです。

(注2) KDDIと本提案者との間で、対象者によるKDDIが所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、普通株式1株当たり3,500円に変更するとのことです。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年7月7日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月13日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。